

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 福島県選挙管理委員会  
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件 一
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件 二
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における諸届出を受理する場所を定めた件 二
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件 二
- 衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を選任した件 二
- 最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会長及びその職務を代理すべき者を選任した件 三

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第九十七号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十六年十二月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

選挙長の職務を代理すべき者

選挙区	住所	氏名	住所	氏名
福島県第一区	福島市蓬莱町八丁目五番二〇号	牧野 善茂	福島市大森字宮ノ前四番地一号	梁取 一男
福島県第二区	郡山市神明町三番六号	橋本 明良	福島市南向台二丁目二番地の一五	穴戸 秀雄
福島県第三区	白河市会津町三三番地の七	小野 和彦	福島市森合字丹波谷地三七番地の三	佐賀 勝
福島県第四区	会津若松市城西町一番七六号	須藤 浩光	会津若松市城西町一番七六号	小松 一彦
福島県第五区	いわき市内郷高坂町おさヶ作一七番地の一	緑川 茂樹	いわき市内郷高坂町おさヶ作一七番地の一	五十嵐 俊夫

#### 福島県選挙管理委員会告示第九十八号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。

平成二十六年十二月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

選挙長の事務を取り扱う場所

選挙区	選挙長の事務を取り扱う場所
福島県第一区	福島市中町五番二二号 福島県消防会館二階会議室
福島県第二区	郡山市麓山一丁目一番一号 福島県県中地方振興局
福島県第三区	白河市昭和町二六九番地 福島県県南地方振興局
福島県第四区	会津若松市追手町七番五号 福島県会津地方振興局
福島県第五区	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき地方振興局

立候補の届出を受理する場所

選挙区	立候補の届出を受理する場所
福島県 第一区	福島市上町四番三〇号 サンパレス福島三階ガーネット
福島県 第二区	郡山市麓山一丁目一番一号 福島県郡山合同庁舎本庁舎三階第一会議室
福島県 第三区	白河市昭和町二六九番地 福島県白河合同庁舎大会議室
福島県 第四区	会津若松市追手町七番五号 福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室
福島県 第五区	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき合同庁舎南分庁舎三階大会議室

福島県選挙管理委員会告示第九十九号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。  
平成二十六年十二月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 届出の種類
- 1 選挙事務所を設置及び異動の届出
  - 2 出納責任者の選任及び異動の届出
  - 3 報酬の支給を受けることができる者の届出
- 二 届出を受理する場所

選挙区	届出を受理する場所
福島県第一区	福島市中町五番二二号 福島県消防会館二階会議室
福島県第二区	郡山市麓山一丁目一番一号 福島県県中地方振興局

福島県第三区	白河市昭和町二六九番地 福島県県南地方振興局
福島県第四区	会津若松市追手町七番五号 福島県会津地方振興局
福島県第五区	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき地方振興局

福島県選挙管理委員会告示第百号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、各選挙区における選挙会の場所を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり指定し、当該選挙会の日時を次のとおり定めた。  
平成二十六年十二月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

選挙区	選挙会の場所	選挙会の日時
福島県 第一区	福島市杉妻町三番四五号 杉妻会館三階石楠花	平成二十六年十二月十七日 午前二時
福島県 第二区	郡山市麓山一丁目一番一号 福島県郡山合同庁舎本庁舎三階第一会議室	同
福島県 第三区	白河市昭和町二六九番地 福島県白河合同庁舎大会議室	同
福島県 第四区	会津若松市追手町七番五号 福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室	同
福島県 第五区	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき合同庁舎四階大会議室	同

福島県選挙管理委員会告示第百一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十六年十二月二日

一 選挙分会長

本宮市荒井字新介二十九番地 菊地 俊彦

二 選挙分会長の職務を代理すべき者

福島市北沢又字東谷地北十一番地の四 鈴木 忠夫

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地 俊彦

**福島県選挙管理委員会告示第百二号**

平成二十六年十二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会  
長及びその職務を代理すべき者を最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百  
三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政  
令第百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八  
十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十六年十二月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

一 審査分会長

福島市泉字三斗時六番地の二十一 岩淵 敬

二 審査分会長の職務を代理すべき者

福島市太田町三十三番地の五メゾンフォンテーヌ三一〇号 金子 市夫